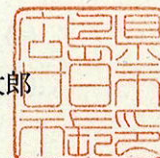


## 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年5月28日

廿日市市長 松本 太郎



### 1 業務内容

#### (1) 業務名

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託

#### (2) 業務の仕様等

「廿日市市地域包括支援センター運営業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

#### (3) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

#### (4) 履行場所

受託する圏域内を基本とする。

#### (5) 募集圏域

市内2圏域を募集圏域とし、各1法人を選定する。

	圏域	小学校区等	区域
1	廿日市東部	佐方、廿日市、平良、原	駅前、大東、可愛、佐方本町、桜尾、桜尾本町、須賀、住吉、天神、廿日市、本町、木材港北、木材港南、佐方、山陽園、城内、平良山手、上平良、下平良、新宮、平良、宮内73番地・76番地及び94番地、陽光台、原
2	廿日市中部	宮内、金剛寺、宮園、四季が丘	串戸、宮園、宮園上、四季が丘、四季が丘上、峰高、宮内(宮内73番地・76番地及び94番地を除く。)、六本松、宮内工業団地、地御前二丁目22番から29番まで

### 2 公募型プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、センターの運営を適切、公正、中立かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 廿日市市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、介護保険サービスの提供実績があること。
- (2) 令和9年4月1日までに、応募する担当圏域内に地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所を設置し、業務開始が可能であること。

- (3) 人員配置については、参加の時点で「募集予定」の場合であっても、参加は可能とする。但し、確実に令和9年4月1日に業務を開始できるよう人員を確保し、配置すること。
- (4) 介護保険法第115条の2第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 廿日市市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

### 3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領等の交付場所、交付期間及び入手方法

#### ア 交付場所

〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号

廿日市市健康福祉部高齢介護課(山崎本社みんなのあいプラザ3階)

電話(0829)30-9167(ダイヤルイン)

#### イ 交付期間

公示日から令和8年7月3日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、廿日市市ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

#### イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年7月3日(金) 午後5時15分

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着とする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

提出締め切り後、参加資格確認後その結果について速やかに通知する。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年8月7日(金) 午後5時15分

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 提出期限

令和8年7月3日(金) 午後5時15分

イ 提出方法

別紙1の様式により、電子メールまたはファクシミリによる。送信後は電話確認を行うこと。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、随時、市ホームページに掲載する。

4 選定結果

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、廿日市地域包括支援センター運營業務委託受託候補者選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価点を得たものを受託候補者として決定する。ただし、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出が各圏域1社の場合は、参加者によるプレゼンテーションは実施せず、企画提案書

の内容についての書類審査及び文書等によるヒアリングを行う。参加者が1者の場合であっても、審査を実施し、基準を満たすと認められる場合は、受託候補者として選定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「廿日市地域包括支援センター運営業務受託候補者選考評価表」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面により通知する。

5 運営財源

センターの運営財源は「ア 委託料」と「イ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費」とする。

ア 委託料（提案限度価格）

センター名	5年間総合額	内訳（参考）
はつかいち東部	198,106,000 円	人件費、事務費
はつかいち中部	221,125,000 円	人件費、事務費

※ 委託料には、人件費（給与・手当・法定福利費等を含む。）、事務所の維持費（光熱水費・委託料等）、車両維持費、旅費、通信運搬費など事業の実施に係るものやセンターの運営に要する全ての費用が含まれる。

なお、地域包括支援センターの設置準備に要する費用については、受託法人の負担とする。

イ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

全額を受託法人の収入とするが、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ一部委託する場合には、居宅介護支援事業所へ委託料を支払うものとする。

6 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 本プロポーザルに関する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。

- (5) その他廿日市市地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

7 問い合わせ先

〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号

廿日市市健康福祉部高齢介護課（山崎本社みんなのあいプラザ3階）

電話（0829）30-9167（ダイヤルイン）

ファクシミリ（0829）20-1161

